

認可保育所等の耐震化・老朽改築整備募集に関するQ&A

整備項目(A耐震化整備、B老朽改築整備)

| No. | 整備項目 | | 問 | 答 |
|-----|------|---|-------------------------------------|---|
| | A | B | | |
| 1 | ○ | ○ | 1事業者が複数施設の整備を申し込むことは、可能か。 | 整備計画、資金計画がそれぞれ計画されたものであれば可能です。その場合には、それぞれの施設ごとに必要書類を添えて、申込書を提出してください。 |
| 2 | ○ | ○ | 申込書はどのような形で提出すればよいか。 | 申込書はA4縦のフラットファイル(左2穴)に綴じ、背表紙には施設名を記載してください。 添付書類も含め、全てA4縦サイズとしてください。ただし、設計図面及び工程表については、A3サイズにしてください。 また、申込書及び添付書類は、各書類の前に白紙を挿入の上、白紙にインデックス(提出書類一覧表の番号のみ記載)をつけてください。 |
| 3 | ○ | ○ | 募集締切の時点で、計画が未完成であっても申込書を提出することは可能か。 | 事業者の選定においては、各応募者から提出いただく申込書を基に審査しますので、未完成の計画案は、受付できません。 |
| 4 | ○ | ○ | 申込書提出後の提出書類の変更等は可能か。 | 申込書提出後は、原則として計画内容の変更、書類の差し替え等は認められません。(本市から個別に修正等の指示があった場合を除く。)やむを得ず軽微な変更が生じる場合は、必ず事前に本市と協議の上、承認を受ける必要があります。 |
| 5 | ○ | ○ | 応募に係る費用等については、全て応募者の負担と考えてよいか。 | そのとおりです。 そのほか、下記の事項等により事業者が損害を被ったとしても、本市はその責めを負いません。 ①本募集において選定外、失格もしくは選定が取消しになった場合 ②国、市の予算が不成立になる等、補助金の全部又は一部の交付を受けられなかった場合 ③その他本募集及び保育所等の整備に伴い、不利益等が生じた場合 |
| 6 | ○ | ○ | 各種税の未納・滞納がないことを証明する書類とは。 | 国税については、税務署が発行する納税証明書(種類:その3の3)【未納の税額がないことの証明】です。手続きの詳細については、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm)を参照ください。(ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 納税・納税証明書手続 > 納税証明書及び納税手続関係 > 納税証明書の交付請求手続) 県税(「県税に未納がない」ことの証明)については鹿児島地域振興局県税管理課へお問い合わせください。 市税(市税に滞納がないことの証明)については鹿児島市役所資産税課及び各支所税務課(係)へお問い合わせください。 <u>※納税する税目が無い場合においても、国税、県税、市税のそれぞれの納税証明書の提出をお願いします。市税の場合は、「税務証明申請書」の市税に滞納がないことの証明(1通)にチェックを入れて、所管窓口へ申請をお願いします。</u> |
| 7 | ○ | ○ | 納税証明書等については、いつ時点のものを提出すればよいか。 | 募集要領等を公表した、令和7年2月25日(火)以降、応募締切日の令和7年5月30日(金)の間であれば、いつ時点のものでも結構です。 |
| 8 | ○ | ○ | 社会保険料納入確認書とは。 | 事業所が社会保険料を納入している状況を明らかにする書類としては、各年金事務所が発行する社会保険料納入確認書(未納の有無を確認する場合)及び(各月の納入額内訳を確認する場合)です。 手続きの詳細については、日本年金機構ホームページ(https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/nofu/20140311.html)を参照ください。(トップページ > 年金の制度・手続き > 厚生年金保険 > 健康保険・厚生年金保険の保険料関係 > 保険料の納付 > 納入証明書・納入確認書) |
| 9 | ○ | ○ | 交付金の上限や補助率を教えてください。 | ・耐震改築、老朽改築による場合 本事業における補助率は、3/4(内訳:国1/2、市1/4)となっており、①総事業費から寄付金等収入額を控除した額と補助対象経費額を比較して低い方の額に1/2を乗じた額と、②国・県の補助基準額(1/2相当額)を比較して、低い額を選定し、その額に市町村負担分(国の補助額の1/2)を上乗せした額で決定します。 改築後の建物を建設する工事費、既存建物の解体撤去工事費、仮設園舎の整備費のそれぞれを基準額と比較し、低い方の金額の合計で補助額を決定します。 なお、令和8年度における就学前教育・保育施設整備交付金の要綱は、今後示されますので、補助基準額や補助対象経費が変更となる可能性があります。 ・耐震補強による場合 補助率は、上記改築の場合と同様ですが、①総事業費から寄付金等収入額を控除した額と補助対象経費額を比較して低い方の額に1/2を乗じた額と、②国の補助基準額(工事請負業者2社と市の見積り額を比較し、低い方の額に1/2を乗じた額)を比較して、低い方の額を選定し、その額に市町村負担分(国の補助額の1/2)を上乗せした額で決定します。 なお、仮設園舎の整備費における、②国の補助基準額は、応募時に提出いただく、工事費又は賃借料(建物に要する経費に限る)の3社見積書のうち、低い額に1/2を乗じた額となります。 |

認可保育所等の耐震化・老朽改築整備募集に関するQ&A

整備項目(A耐震化整備、B老朽改築整備)

| No. | 整備項目 | | 問 | 答 |
|-----|-----------------------|-----------------------|---|---|
| | A | B | | |
| 10 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | 改築の場合、施設整備の定員ごとの補助基準額はどうか。 | <p>工事にかかる定員に応じて、補助基準額が異なります。</p> <p>令和8年度における就学前教育・保育施設整備交付金の要綱は、今後示されますので、応募段階では令和6年度就学前教育・保育施設整備交付金における交付基準額を参考にしてください。</p> <p>計算方法等が不明な場合は、お問い合わせください。</p> <p>※国の補助基準額より、補助対象となる施設整備事業費1/2の額の方が低い場合、低い方が選定されます。</p> |
| 11 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | 改築の場合、2棟あるうちの1棟を整備する場合など、定員の全てが工事にかからない場合の基準額はどうか。 | <p>・改築後の建物の建設に要する費用 基準額＝全体の定員数による基準額×工事に係る定員数／全体の定員数</p> <p>・解体撤去、仮設園舎に要する費用 基準額＝全体の定員数による基準額×既存施設の工事に係る定員数／全体の定員数</p> |
| 12 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | No.11において、整備を行う建物の定員(工事に係る定員数)が算定できない場合は、どのように算出すればよいか。 | <p>工事に係る定員数が算出できない場合は、以下の方法により定員数を算出します。</p> <p>・改築後の建物の建設 工事に係る定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積</p> <p>・解体撤去費、仮設園舎整備費 工事に係る定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積</p> <p>※幼保連携型認定こども園の場合、教育部分・保育部分でそれぞれ「工事に係る定員数」を算出する必要があります。算出するための計算シートを別途配布しますので、お早めにご連絡ください。</p> |
| 13 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | 補助基準額に「設計料加算、開設準備費加算、特殊付帯工事」等の加算は付くか。 | 耐震化整備及び老朽改築整備においては、各種加算は行いません。 |
| 14 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | 補助金の交付の時期は。 | <p>○単年度事業 令和9年2月末までに事業が完了後、実績報告を提出していただき、所定の手続きが済んだことを本市が確認してからの交付(精算払)となります。ただし、交付手続きに一定の期間を要するため、交付日(振込日)は、令和9年4月以降となる場合があります。</p> <p>○2か年事業 ・令和8年度 令和8年度内に実施したものについて、実績報告書を提出していただき、令和8年度分についての交付(精算払)を行います。ただし、交付手続きに一定の期間を要するため、交付日(振込日)は、令和9年4月以降となる場合があります。</p> <p>・令和9年度 令和9年度に実施したものについて、令和10年2月末までに実績報告書を提出していただき、所定の手続きが済んだことを本市が確認してから、令和9年度分について交付を行います。上記と同様に交付日が令和10年4月以降となる場合があります。</p> |
| 15 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | 整備予定地の購入費用または賃借料は補助対象となるか。 | どちらも補助対象外です。 |
| 16 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | 市街化調整区域に、保育所等の移転は可能か。 また、土砂災害警戒区域など危険区域に移転は可能か。 | <p>市街化調整区域における保育所等の建設は、当該区域が市街化を抑制する地域であるため、本市土地利用調整課が所管する開発審査会等による許可が必要となります。当該区域における応募が選定された場合は、選定後に施設整備に向けて開発許可申請を行っていただくこととなりますので、事前に本市土地利用調整課でご確認ください。</p> <p>なお、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域等に、保育所等の移転は出来ませんので、当該土地の規制の有無について、事前にご確認ください。</p> |
| 17 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | 整備予定地の都合上、少し離れた別の場所に屋外遊戯場を設置することは可能か。 | 屋外遊戯場の設置においては、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けることとしていることから、それら以外の場所において設置は認めておりません。 |
| 18 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | 送迎用の駐車場は必要条件か。必要条件の場合、どの程度の台数分が必要か。 | 送迎用の駐車場は必要条件ではありませんが、施設周辺において交通渋滞、事故等が発生しないよう送迎用の駐車場設置が望ましいため、立地場所等を勘案し、設置者において必要と見込まれる駐車台数分は確保するよう努めてください。 |
| 19 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | 調理室や調理設備の基準は。 | 調理室等の設計にあたっては、必ず事前に本市保健所生活衛生課食品衛生係までご相談ください。なお、調理室の整備や保育所における調理業務・衛生管理等については、「鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第50号)」、「鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年条例第37号)」、「鹿児島市認定こども園の認定の要件に関する条例(平成31年条例第6号)」、「大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日衛食第85号別添)」を参照ください。 |

認可保育所等の耐震化・老朽改築整備募集に関するQ&A

整備項目(A耐震化整備、B老朽改築整備)

| No. | 整備項目 | | 問 | 答 |
|-----|------|---|---------------------------------|--|
| | A | B | | |
| 20 | ○ | ○ | 選定後、設計契約・工事監理契約及び工事請負契約はいつ行うのか。 | <p>工事請負契約及び工事監理契約については、市の補助金交付決定後(または事前着手承認後)に、市の契約手続きに準拠し、一般競争入札等の手続きを経て、契約締結となります。</p> <p>設計契約については、補助金の対象経費とならないことから、交付決定前に着手することは可能ですが、工事費に対する補助金の予算措置や国の交付決定が下りない場合もありますので、予めご承知ください。</p> <p>なお、設計契約については、法人経理規程に基づき所定の手続きを経て、契約を行ってください。</p> |
| 21 | ○ | ○ | 地域住民等への説明はいつ、どのような内容のものを行えばよいか。 | <p>保育所等の整備及び運営を円滑に進めるためには、地域住民等(特に敷地周辺の住民、町内会)の理解と協力が必要になりますので、理解と同意を得よう努めてください。チラシ等のポスティングではなく、応募者自らにより直接説明を行ってください。また、選定された場合、上述と同様に地域住民等へ、工法、スケジュール、連絡先、工事車両の運行、騒音等に関する地元説明会の開催など、丁寧かつ十分な対応をお願いします。</p> <p>【イメージ(参考)】</p> <p><応募前> 法人において、選定された場合を想定して、基本設計等(図面・整備計画等)を基に地域住民等に対して説明を行う。説明が必要な範囲は、地域の状況等から判断する。※応募前の説明については、地域住民の意見を事前に把握し、設計等に反映させるなど、設置に対する理解を得られるよう努める。</p> <p><選定後> 選定事業者において、改めて地域住民に整備計画を説明し、住民の意見を反映した実施設計や整備・運営に関する計画を作成する。※選定後の説明については、実際の工事実施に係る具体的な説明を実施し、地域住民の意見(要望)を出来る限り反映し理解を得る。</p> |
| 22 | ○ | ○ | 保護者への説明はいつ、どのような内容のものを行えばよいか。 | <p>現在通っている児童の保護者や、これから入園を予定されている児童の保護者の方へ、申込前に必ずご説明を行い、理解と同意を得よう努めてください。特に、園舎の移転や別敷地に仮設園舎を設置する場合は、保護者の自宅又は職場からの利便性にも影響することから、丁寧な説明及び対応をお願いします。</p> <p>また、選定された場合、今後の具体的な計画内容やスケジュール等について説明会を実施するなど、保護者への十分な説明をお願いします。</p> <p>【イメージ(参考)】</p> <p><応募前> 保護者に対して、説明会等により、工法、スケジュール等具体的な計画について説明を行う。※保護者から出た意見・要望については、内容を検討のうえ整備計画に反映させるなどし、理解が得られるよう努める。</p> <p><選定後> 保護者に対して説明会等によりし、選定結果、今後のスケジュール、整備計画等について改めて説明する。※園舎の移転や別敷地に仮設園舎を設置する場合は、入所に関するお問い合わせがあった際に、園舎の移転予定等についても説明を行う。</p> |
| 23 | ○ | | 耐震補強整備において、どのようなものが対象外となるか。 | <p>耐震補強整備における補助は、耐震補強に要する経費のみ対象としていることから、建物のリフォームに要する費用や、設備等の更新に要する費用は対象となりません。ただし、国要綱により、補強整備と併せて、給排水設備・電気設備・ガス設備・冷暖房設備等の付帯設備の改造等を行う必要があることから、耐震補強整備に付随するいずれかの設備の工事を行う必要があります。</p> <p>また、耐震補強整備においては、本体工事費や仮設園舎整備費のみが対象となることから、建物や設備における解体・撤去に要する費用は補助対象外となります。</p> |